

赤字は記載例となりますので、事業所に合った内容を記載してください。

〇〇〇〇株式会社〇〇店 消防計画

統括防火管理〔該当・非該当〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日作成

統括防火管理が該当の場合…● 自衛消防組織が該当の場合…▲

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条 第1項 に基づき、〇〇〇〇株式会社〇〇店 の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、守らなければならない。

ア 当該管理権原の及ぶ範囲は 〇〇〇〇株式会社〇〇店 部分とする。

イ 〇〇〇〇株式会社〇〇店 に勤務し、出入りする全ての者。

ウ 防火管理業務の一部を受託している者：〇〇〇〇警備株式会社

(2) その他

3 防火管理業務の一部委託について〔該当・非該当〕

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表10「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、〇〇〇〇株式会社〇〇店の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- (5) 管理権原者は、統括防火管理者が全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。●
- (6) 管理権原者は、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに「自衛消防組織に関する協議会」に参加する。▲

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| ア 建物 | <u>基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段</u> |
| イ 防火施設 | <u>防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁</u> |
| ウ 避難施設 | <u>階段、避難口</u> |
| エ 電気設備 | <u>電気室、分電盤、ネオン管設備</u> |
| オ 危険物施設 | <u>少量危険物貯蔵所、指定可燃物貯蔵取扱所</u> |
| カ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備等」という。） | <u>給湯湯沸設備、厨房設備、ボイラー</u> |
| キ 消防用設備等・特殊消防用設備等 | <u>消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯</u> |
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
 - (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
 - (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (8) 収容人員の適正管理

- (9) 全従業員等 に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他 統括防火管理者への報告 ●
- ア 防火管理者を選任又は解任したとき
- イ 消防計画を作成又は変更したとき
- ウ 防火対象物の法定点検を実施したとき
- エ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施したとき
- オ 用途及び設備を変更したとき
- カ 内装改修などの工事を行うとき
- キ 大量の可燃物の搬入・搬出又は、危険物を貯蔵・取扱うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 火気使用設備等又は電気設備の新設、改修等を行うとき
- コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- サ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき、又は改修したとき
- シ 防火管理業務の一部を委託するとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 統括防火管理者に指示された事項についての結果 ●
- ソ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- タ 消防組織設置（変更）届出に係る内容に変更が生じたとき ▲
- チ その他火災予防上必要な事項（消防機関へ報告・届出が必要と考えられる事柄）

自衛消防組織の設置と管理権原者の責務▲

- (1) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営する。
- (2) 管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。
- (3) 管理権原者は、共同して統括防火管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。

「自衛消防組織に関する協議会」及び統括管理者●▲

- (1) 「自衛消防組織に関する協議会」の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。
- (2) 自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容によるものとする。
- (3) 統括管理者は、全体についての消防計画に定める業務を行う。

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき。 ア 管理権原者又は防火管理者の変更。 イ 自衛消防隊の大幅な変更。 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更。 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更。	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する前。	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	<u>1年</u> に1回。（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書） ※特定用途防火対象物＝1年 ※非特定用途防火対象物＝3年	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) 防火対象物定期点検結果報告	<u>1年</u> に1回 ※該当する場合のみ	管理権原者
(6) その他 <u>消防用設備等の設置届</u>	<u>消防用設備等の新設・増設・改修・移設したとき。</u>	<u>管理権原者</u>

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は 全従業員等 に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他

防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当の任務を確認する。

防火担当責任者等は、別表1の注意事項を確認する。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』及び別表3『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは 毎日終業時 に行う。

(イ) 「閉鎖障害等」のチェックは 1日2回 行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

実施時期は、〇月と〇〇月の年2回 とする。

ウ その他

(ア) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

(イ) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当責任者がチェックする。

イ 実施時期は、〇月と〇〇月の年2回 とする。

3 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、〇〇消防設備株式会社に委託して 行う。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、〇〇消防設備株式会社に委託して
別表6により行う。
- (3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち
会うものとする。
- (4) その他

建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建築物の維持管
理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査等の実施時に、立ち会わなければならな
い。※該当する場合のみ

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただ
し、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し
改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、
管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

5 その他

建物、防火設備、避難施設（共用部分）の検査は、建物所有者が実施する。●

第5 厳守事項

I 従業員等が守るべき事項

- (1) 全従業員等 は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又は、そのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

・ 階の非常口等の管理状況について常に確認しておく。（飲食店等）

・ 階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。（ホテル等）

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気使用設備等の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸い殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気使用設備等は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気使用設備等は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他

・ 客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る。（劇場等）

・ 吸い殻の回収は一定時間ごとに行い、他のごみと分別処理をする。（遊技場等）

・ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。（飲食店等）

・ 調理担当者は、火気使用中は絶対に持ち場を離れない。（飲食店等）

(3) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- カ その他

・警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

・裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)

・始業時に従業員に対して、放火防止の教育を行う。(遊技場、飲食店等)

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

・防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入店しないよう従業員等に徹底する。
(キャバレー、飲食店等)

・混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。(百貨店等)

(2) 工事中の安全対策の策定

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画の届出を行う。

- (ア) 増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用申請をしたとき

- (イ) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

- (ウ) 工事場所ごとに火気取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

- (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

- (オ) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。

- (カ) その他

防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気使用設備等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

(4) その他

ア 防火戸・防火シャッター の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。

イ 避難経路図（別図Ⅰ）を作成し、Ⅰ階の出入口付近、各階の階段付近、従業員休憩室（ホテル等の場合は全宿泊室） に掲出する。

ウ その他

- ・ 条例等の基準に従い、客席及び避難通路を管理する。（劇場、飲食店等）
- ・ 催物開催に伴う届出。（劇場、ホテル等）
- ・ 防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な次の事項を防火管理者に報告させる。
 - (7) 催物主催者側の責任者
 - (4) 催物内容、催物規模等の概要
 - (9) 火気等を使用する場合の火気取扱責任者
 - (1) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法
 - (1) 火災など災害時における観客等の避難誘導対策等
- ・ 非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。（キャバレー、遊技場等）
- ・ 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防災物品であるかを確認する。（該当事業所）

第6 自衛消防隊等

1 隊の編成

自衛消防隊の編成は、別表7のとおりとし、この別表は、従業員休憩所、従業員更衣室、事務所の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

なお、従業員等には、別に「防火管理マニュアル」を作成し、配布する。

他の事業所から火災が発生したときは、全体についての消防計画に基づき自衛消防活動を行う。●

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により事務室（又は防災センター）（〇〇番）へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室（防災センター）の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

(7) 放送文は別記2に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。（自動火災報知設備と非常放送設備が連動の場合）

(1)・自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1人以上を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

・現場に急行した勤務員は、非常電話等により防災センター等に連絡する。

また、防災センター等の勤務員は、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。

・防災センター等の勤務員は、火災状況によっては非常放送設備を手動に切り換え、必要な事項を放送する。

・在館者の混乱を防ぐため、従業員等のみにわかる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に非常放送設備を手動で起動させ、暗号文を放送する。

なお、放送文は別記2によるものとする。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある 消火器、屋内消火栓設備 を用いて消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 放送設備、携帯用拡声器等 を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他 エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他 空調設備と常用エレベーターの運転は中止する。

(5) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

・原則として、屋外駐車場に救護所を設置する。

・救護所は、当ホテル（又は病院、幼稚園等）前の公園とする。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

ウ その他

チェーンソー等危険が伴う資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が取扱う。

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(3) その他

ア 近接する建物等に対する応援出場は、〇〇との応援協定の範囲内とする。

イ 前アの協定は、管理権原者が行う。

4 その他

ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL 氏名

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、非常放送設備、携帯用拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

休日、夜間の自衛消防隊及び任務は、別に定める。(ホテル、病院、福祉施設等)

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、隣接の社宅、寮等の従業員等からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第8 地震対策

Ⅰ 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、〇〇 〇〇（建物・設備等の維持管理することができる権限を持った者）とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
- ア ロッカー、自動販売機等の転倒・移動防止措置を行う。
- イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の倒壊、落下及び転倒防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- オ その他

- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水 2 非常用食料（缶詰、乾パン等） 3 医薬品 4 懐中電灯 5 携帯ラジオ 6 携帯用拡声器 7 救出用資機材	防災センター又は警備室

2 地震後の安全措置

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止
- ア 火気使用設備等の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ その他
- ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備等及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (5) 各設備等は、安全を確認した後、使用する。
- (6) その他
- ア 避難通路の確保を行う
- イ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる在館者に知らせる。
- ウ その他

(2) 救出、救護

- ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
- イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- ウ その他

地震後の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資器材を活用して救助作業を行う。

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 在館者 を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒・落下・移動に注意しながら、安全な場所で待機させる。
- (イ) 在館者 を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（〇〇町「〇〇公園」）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
- (ロ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (ハ) 避難誘導は、在館者 の先頭と最後尾に避難誘導班員を配置して行う。
- (ニ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- (ホ) その他

避難は一時集合場所の〇〇〇〇に集合し、人員確認後、避難する。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ その他

避難、避難誘導は全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行う。●

4 その他

(1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講じるものとする。

ア 工事人に対する教育の徹底

イ 立入禁止区域の指定と従業員等に対する周知徹底

ウ 避難経路の明確化

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害等を防止するために、次の対策を講じる。

ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ 事業再開時には、火気使用設備等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施者は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時	○		
正社員	○、○月	年2回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
アルバイト・パート	採用時等	採用時、その他必要時	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防隊

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

(2) 自衛消防隊の要員の育成 ▲

ア 管理権原者は、講習の受講が必要な自衛消防組織の要員に、講習を計画的に受講させ育成を図るものとする。

イ 講習を修了した者を別表8に記入し、資格者が変更した都度、消防機関に連絡する。

3 防災教育の内容及び実施方法

- (1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、おおむね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- (ア) 全従業員等 が守るべき事項について
(イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防火管理マニュアルの徹底に関すること。消防機関が行う防災講演会に参加する。

- (2) 防災教育の実施方法

- ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。
ウ その他
-

- (3) その他

ア 管理権原者は、自衛消防組織の本部隊の班長等で講習の受講が必要な自衛消防組織の要員に対して、講習を受講させる。▲

イ 管理権原者は、講習の受講が必要な自衛消防組織の要員の受講状況を常に把握し、アの要員に対して、受講した日以後の最初の4月1日から5年以内に再講習を受講させ、それ以降も同様とする。▲

4 防火管理再講習 ※収容人員が300人以上の特定用途防火対象物のみ

- (1) 防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。
- (2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講じる。

第10 訓 練

1 訓練の実施時期等

- (1) 訓練の種別・実施時期・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消火訓練	○月・○月	・別記1により、実施する。
通報訓練	○月・○月	・その他の訓練は、安全防護訓練、応急救護訓練及び地震想定訓練を実施する。
避難訓練	○月・○月	・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
その他の訓練	○月・○月	
総合訓練	○月・○月	

- (2) 訓練の実施時期に合わせ、想定した部分訓練を年 2 回以上、総合訓練を年 1 回以上実施するものとする。

※特定用途防火対象物は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければなりません。

非特定用途防火対象物は、消防訓練を定期的に（年1回以上）実施してください。

- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

- (4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイト（ローテーションを組み全員が参加できるようにする。）

ウ ビル全体で実施する訓練に参加する。●

- (5) 防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、消防機関に通知する。

※非特定用途防火対象物は、消防職員の派遣や、通報訓練がない場合には、通知する義務はありません。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は 自衛消防隊長 とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

- (2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ 訓練指導者は、補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

使用資器材収納時には、手袋・ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、別表 9「自衛消防訓練結果記録」により、訓練結果を検証し、当該検証結果を次回の訓練に反映させるとともに、当該結果記録を防火管理維持台帳に 3 年間保管する。
- (2) その他 防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について、検討会を開催する。

附 則

この計画は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表Ⅰ 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項【百貨店の記載例】

防 火 管 理 者				役職・氏名 店長・〇〇 〇〇			
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	担当区域	氏 名
地下1階	保安室長	保安室	〇〇〇〇	5 階	5階売場主任	子供服売場	〇〇〇〇
	保安室員	駐車場	〇〇〇〇	6 階	6階主任	食堂	〇〇〇〇
1 階	1階売場主任	日用品売場	〇〇〇〇	7 階	総務課長	事務所	〇〇〇〇
2 階	2階売場主任	婦人服売場	〇〇〇〇				
3 階	3階売場主任	紳士服売場	〇〇〇〇				
4 階	4階売場主任	家具売場	〇〇〇〇				
担 当 者 の 任 務							
防火管理者		・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。					
防火担当責任者		・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。					
火元責任者		・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。					
従業員等の注意事項							
1 消火器、屋内消火栓設備などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気使用設備器具の周辺は、きちんと整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸い殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸い殻入れ、通路のごみ入れを確認するほか、吸い殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ごみや段ボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 13 その他							
(1) シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まないこと。 (2) 色別された避難通路上のはみ出し陳列（ワゴン・平台・ハンガーなど）は、行わないこと。 (3) 裸火の使用又は危険物品を持ち込むことは、防火管理者の承認を得ること。 (4) 店内で、喫煙している者を発見した場合は、直ちに制止すること。							

別表2

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

〇月

実施責任者		火元責任者 〇〇 〇〇		担当区域		Ⅰ階 日用品売場		
日	曜日	実 施 項 目						
		吸い殻の 処理	終業時の 火気の確 認	電源遮断 の確認	倉庫等の 施錠確認	火気使用 設備器具 の異常の 確認	電気器具 の配線劣 化・損傷	その他（可 燃物やゴミ 等の確認）
1	月	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	○
3	水	○	○	○	○	○	○	○
4	木	○	○	×	○	○	△	○
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

良好＝○ 不備・欠陥＝× 即時改修＝△

防火管理者 確 認	〇〇
--------------	----

別表 3

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者 ○○ ○○		担当範囲		Ⅰ 階				
実施日時		4/1 10:00		4/1 16:30		4/2 9:00		4/2 17:30		
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	
避難障害	避難口	南側出入口	○		○		○		○	
		北側出入口	○		○		○		○	
	廊下通路	北側廊下	○		○		○		○	
		事務所内通路	○		○		○		○	
	階段	南側階段	△	段ボール箱	○		○		○	
		北側階段	○		○		○		○	
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター	南側階段防火戸	○		○		○		○	
		北側階段防火戸	○		○		○		○	
		居室内 防火シャッター	○		○		△	ハンガー	○	
操作障害等	屋内消火栓設備	南側階段脇	○		△	ショーケース	○		○	
		北側階段脇	○		○		○		○	
	自火報	受信機電源スイッチ	○		○		○		○	
備考			段ボール箱を除去。 防火管理者へ報告済み。		ショーケースを撤去。 防火管理者へ報告済み。		ハンガーを移動。 防火管理者へ報告済み。			
(備考)不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。							防火管理者 確認		○○	
良好＝○ 不備・欠陥＝× 即時改修＝△										

別表4

自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果		
建物構造	基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	○		
	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○		
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○		
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	○		
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	○		
	屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	○		
	手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	○		
	消防隊非常用進入口	表示されているか、また、進入障害はないか。	○		
防火施設	外壁の構造及び開口部等	・外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ・外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ・防火戸は円滑に開閉できるか。	○		
	防火区画	・防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ・階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ・自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し、自動的に閉鎖するのを確認する。 ・防火シャッターの降下スイッチを作動させ、シャッターが最後まで降下するか。 ・防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ・防火ダンパーの作動状況は良いか。	○		
避難施設	廊下・通路	・有効幅員が確保されているか。 ・避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	△		
	階段	・手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ・階段室の内装は不燃材料になっているか。 ・階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ・非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○		
	避難階の避難口	・扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○		
火気使用設備器具	厨房設備(大型レンジ、フライヤー等)ガスこんろ湯沸器等	・可燃物品からの保有距離は適正か。 ・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ・ガス配管は亀裂、劣化、損傷していないか。 ・油脂分を発生する器具の天蓋及びグリッドフィルターは清掃されているか。 ・排気ダクトの排気能力は適正か、また、ダクトは清掃されているか。 ・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	○		
	ガスストーブ石油ストーブ	・自動消火装置は適正に機能するか。 ・火気周囲は整理整頓されているか。	○		
電気設備	変電設備	・電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ・変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ・変電設備に異音、過熱はないか。			
	電気器具	・タコ足の接続を行っていないか。 ・許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	○		
危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所	・標識は掲げられているか。 ・掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ・換気設備は適正に機能しているか。 ・容器の転倒・落下・移動防止措置はあるか。 ・整理清掃状況は適正か。 ・危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ・屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	指定可燃物貯蔵取扱所	・標識は掲げられているか。 ・貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ・整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	○○ ○○	○年○月○日	火気使用設備器具	○○ ○○	○○ ○○
防火関係	○○ ○○	○年○月○日	電気設備	○○ ○○	
避難関係	○○ ○○	○年○月○日	危険物施設	○○ ○○	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。 良好＝○ 不備・欠陥＝× 即時改修＝△

別表 5

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○ ○ ○ ○ ○
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	△ ○ ○ ○ ○
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか（例 物品の集積など）。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○ ○ ○ ○ ○
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか（例 物品の集積など）。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	△ ○ ○
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げる物がないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	△ ○ ○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか（手動式起動装置）。 (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けられているか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	△ ○ ○ ○
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	△ ○ ○
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用上の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレナー等に変形、損傷がないか。	△ ○ ○
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○ ○ ○ ○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	○ ○ ○ ○
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	× ○
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	○ ○ ○
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 放送設備により、放送ができるかどうか。	○ ○
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○ △ ○ ○ ○
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改裝等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○ ○ ○ ○
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	△ ○ ○
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	△ ○ ○ ○
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	△ ○ ○ ○ ○
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	△ ○ ○
検査実施者氏名	○ ○ ○ ○	防火管理者確認 ○ ○ ○ ○

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。 ○：良 ×：不備・欠陥 △：即時改修

別表 6

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	点検の区分	機器点検	総合点検
消火器		〇月、〇〇月	
屋内消火栓設備		〇月、〇〇月	〇〇月
スプリンクラー設備		〇月、〇〇月	〇〇月
自動火災報知設備		〇月、〇〇月	〇〇月
放送設備		〇月、〇〇月	〇〇月
誘導灯		〇月、〇〇月	
※設置されている消防用設備等を全て記入 してください。			

＊ 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点 検 業 者	〇〇消防設備株式会社
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

別表 7

自衛消防隊の編成と任務（そのⅠ 本部隊）（例）

自衛消防隊本部長 <u>代表取締役</u> <u>〇〇 〇〇</u> （自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） 自衛消防隊長 <u>取締役</u> <u>〇〇 〇〇</u> （自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。） 自衛消防副隊長 <u>防火管理者</u> <u>〇〇 〇〇</u> （隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）		
本部隊の編成		任 務
指 揮 班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
消 火 班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 出火階に直行し、屋内消火栓設備による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れた者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班	班長 <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急救護 3 救急隊との連携、情報の提供

自衛消防隊の編成と任務（その2 地区隊）（例）

地区隊長（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）	
地区隊の編成（平常時）	
1階 地区隊長——通報連絡担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u>——消火担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——避難誘導担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——安全防護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——応急救護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 2階 地区隊長——通報連絡担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u>——消火担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——避難誘導担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——安全防護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——応急救護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 3階 地区隊長——通報連絡担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u>——消火担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——避難誘導担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——安全防護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——応急救護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 4階 地区隊長——通報連絡担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u>——消火担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——避難誘導担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——安全防護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> ——応急救護担当 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> <u>〇〇</u>	
任 務	
通報連絡担当	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡
消 火 担 当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の誘導
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護担当	負傷者に対する応急処置

自衛消防隊の編成と任務（その3 本部隊と地区隊）（例）

自衛消防隊長	代表取締役	（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）
自衛消防副隊長	防火管理者	（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）
地区隊長		（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）
自 衛 消 防 隊 の 編 成 （ 平 常 時 ）		
1階 地区隊長——連絡通報担当○○ ○○ ○○ ○○——初期消火担当○○ ○○ ○○ ○○ ——避難誘導担当○○ ○○ ○○ ○○ ——安全防護担当○○ ○○ ——応急救護担当○○ ○○ ○○ ○○ 2階 地区隊長——連絡通報担当○○ ○○ ○○ ○○——初期消火担当○○ ○○ ○○ ○○ ——避難誘導担当○○ ○○ ○○ ○○ ——安全防護担当○○ ○○ ——応急救護担当○○ ○○ ○○ ○○ 3階 地区隊長——連絡通報担当○○ ○○ ○○ ○○——初期消火担当○○ ○○ ○○ ○○ ——避難誘導担当○○ ○○ ○○ ○○ ——安全防護担当○○ ○○ ——応急救護担当○○ ○○ ○○ ○○ 4階 地区隊長——連絡通報担当○○ ○○ ○○ ○○——初期消火担当○○ ○○ ○○ ○○ ——避難誘導担当○○ ○○ ○○ ○○ ——安全防護担当○○ ○○ ——応急救護担当○○ ○○ ○○ ○○		
任 務		
通 報 連 絡 担 当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡	
初 期 消 火 担 当	出火場所への急行、消火器等による初期消火	
避 難 誘 導 担 当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	
安 全 防 護 担 当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	
応 急 救 護 担 当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供	

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望まれます。消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。
なお、事務室等に掲出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で替わった場合は、速やかに訂正することが必要です。

別表 8

自衛消防業務講習等修了者一覧

(○○年○○月○○日現在)

事業所名	○○○○株式会社○○店			用途	百貨店
所在地・電話番号	○○市○○町○○番○○号・○○○○-○○-○○○○				
資格者氏名	資格取得 年 月 日	資格番号	本講習修了 年 月 日	再講習修了 年 月 日	消防機関 への連絡
○○ ○○	○○年○○月○○日	0123456767	○年○月○日	○年○月○日	報告済み
○○ ○○	○○年○○月○○日	0123456787	○年○月○日	○年○月○日	報告済み

別表 9

自 衛 消 防 訓 練 結 果 記 録

☒ 防火管理者 ☐ 防災管理者	〇〇 〇〇		
防火対象物の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号		
防火対象物名	〇〇〇〇株式会社〇〇店		
実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分から 午後〇〇時〇〇分まで		
訓練種別	☒ 通報訓練 ☒ 消火訓練 ☒ 避難訓練 ☒ その他（ 防災含む ）		
訓練参加人員	〇〇人	消防の派遣	☒ あり ☐ なし
訓練の概要	地震発生に伴い、1階〇〇室からの出火。初期消火班により消火活動を実施するも消火できず。同時進行で、通報係による119番通報及び、避難誘導班による避難誘導を実施。避難時に負傷者発生により、応急救護班による救護活動を実施。一時避難場所の〇〇〇〇で人員の確認を実施する。		
反省事項	※訓練での反省事項を記載してください。		
消防計画改善事項	※訓練での反省事項を基に、消防計画を見直した場合にその内容を記載してください。（届け出ている消防計画の内容が、変更となる場合には、消防計画（変更）届出書の提出が必要となります。）		

(○○年○○月○○日現在)

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

別記Ⅰ

訓練の実施要領（例）

実施項目		実 施 内 容
消 火 訓 練	想 定	出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。
	(1) 操 作	(1) 消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。 (2) 設置されている消火設備に対し、消火活動の操作を行う。 (3) ダクト消火装置等の起動方法、操作・取扱い要領について確認を行う。 (4) 移動式消火設備の起動方法の確認、ホースリールの操作を行う。 (5) 固定式消火設備の起動方法、操作・取扱い要領について確認を行う。 (6) 固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について確認を行う。 (7) スプリンクラー設備、泡消火設備の制御弁、末端試験弁等の開閉操作、取扱い要領について確認を行う。 ※ 自衛消防隊員の技術の程度に合わせたものとする。
	(2) 放水、放射	(1) 設置されている消火設備に対し、放水操作を行う。 (2) 前(1)以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。 (3) オイルパン、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。 ※ 特定防火対象物では、年2回以上実施する。
	(3) 操 法	(1) 屋内消火栓操作法を習得する（一人操作（易操作性Ⅰ号消火栓、2号消火栓）、二人操作法、三人操作法）。 (2) 動力消防ポンプ操作法を習得する。
	(4) 区画の形成	安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。
通 報 訓 練	想 定	(1) 火災、救助、救急等の災害種別を決める。 (2) 発生場所、燃焼物、燃焼範囲等災害の程度を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1) 火災発生時の措置	(1) その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 (2) 火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (3) 防災センター、自衛消防隊本部に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。
	(2) 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 （通報内容） ・災害の種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・内線電話、加入電話 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
	(3) 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ・必要により現場確認の前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。 ・メガホン、携帯用拡声器 ・非常ベル、自動式サイレン ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話

避難訓練	想定	(1) 火災か地震か災害を決める。 (2) 発生場所、避難経路、使用する階段を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1) 避難の指示	(1) 放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 (2) 放送設備、インターホン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
	(2) 誘導員の配置	(1) 次の場所に誘導員の配置を行う。 ・階段入口付近 ・通路角 ・エレベーター付近 ・エスカレーター付近 ・避難場所 (2) メガホン、携帯拡声器、旗等を活用する。
	(3) 非常口の開放、避難路の確保	(1) 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 (2) エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。 ・必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。 (3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認、操作を行う。 ・必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 (4) 避難障害物の除去等避難路の確保を行う。
	(4) 避難誘導	(1) 避難を誘導する。 (2) メガホン、携帯拡声器、旗等を活用し、先導する。 (3) 介助を要する者の搬送を行う。
	(5) 避難の確認	(1) 逃げ遅れた者の有無、避難した者の状況確認を行う。 ・けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。 (2) 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 (3) 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
	(6) 避難器具等の設置	(1) 避難器具等の設定を行う。 (2) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。
安全防護訓練	想定	出火場所、延焼範囲を決める。
	(1) 操作	(1) 防火戸の開閉操作を行う。 ・出火室の開口部の閉鎖を行う。 ・階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。 ・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。 (2) 防火シャッターの開閉操作を行う。 ・開閉操作により閉鎖度合いを確認する。 (3) 防煙たれ壁の降下操作を行う。
	(2) 排煙区画の設定	(1) 排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。 ・自然排煙 ・排煙機の作動を確認する。 (2) 防災センター等から遠隔操作を行う。
	(3) 空調設備の停止	火災、煙を拡散させないための空調の停止操作を行う。
	(4) 特殊な物品に対する応急措置	危険物、放射性物質、各種ガス、毒・劇物等の流出、爆発、飛散した場合や延焼のおそれがある場合を仮定し、計画された応急措置を行う。
	(5) 防災センター等との連携	防災センター、中央管理室との連携、従業員への操作場所の周知を行う。

応急救護訓練	想 定	受傷者の数、受傷内容、受傷程度を決める。
	(1) 応急手当	(1) 受傷者の容態観察を習得する。 ・受傷部位の確認 ・症状の判断 (2) 三角巾による包帯法を習得する。 ・受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法 (3) 止血法、心肺蘇生法を習得する。
	(2) 搬送要領	(1) 担架による搬送要領を習得する。 ・乗せ方 ・運び方 (2) 応急担架による搬送を習得する。 ・応急資器材を用いた担架作成要領 ・搬送要領 (3) 徒手による搬送要領を習得する。
	(3) 応急救護所の設置要領	(1) 救護所の設定を行う。 (2) 応急救護用資器材の確認を行う。
地震想定訓練	想 定	震度6強以上の地震を仮定して、予想される被害を決める。
	(1) 身体保護	転倒・落下・移動してきた物等から身体を守る措置を行う。
	(2) 出火防止措置	火気使用設備器具の熱源遮断措置を行う。 ・ガスの元栓閉鎖 ・液体燃料供給の遮断 ・電源の遮断
	(3) 危険物品に対する応急措置	危険物品の流出、漏えい防止の措置を行う。
	(4) 救出、救護措置	(1) じゅう器等の転倒・落下・移動又は建物の倒壊により下敷きになった者や脱出できない者の救出要領を習得する。 (2) 自己事業所で保有する救出のために活用できる鋸、パール等の資器材、破壊器具等を活用し逃げ遅れた者の救出措置を行う。 (3) 救護所等を設置し、救出者の救護を行う。 なお、救護内容については、応急救護訓練に準じて行う。
	(5) 指定場所への避難等	(1) 指定場所への避難方法、経路等を確認する。 ・周囲の火災状況から延焼危険がある場合の指定場所への避難要領を習得する。 (2) 避難者の受入れ体制を確認する。
	(6) 情報収集と伝達	(1) 情報の収集及び提供の方法確認を行う。 ・建物内、外の被害状況を把握し、その情報を建物内に周知する。 ・地震に関する正確な情報を把握する。 (2) 防災センター、自衛消防隊長との連携及び自衛消防隊本部の任務を確認する。 (3) 電話機、放送設備の機能停止による情報伝達の措置を行う。
	想 定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。 (1) 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 (2) 地震にあつては、地震の程度、被害の程度を決める。 (3) 救助事象にあつては、事故場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。 (4) 避難を要する者、介助、救護を要する者は被害の程度に応じて決める。
	(1) 発災場所の確認	(1) 火災の発生は、次による。 ・旗又は灯火で発災場所を示す。 ・非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。

総 合 訓 練		(3) 放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。 (4) 出火場所に急行して現場の状況を確認し、自衛消防隊本部に報告する。
	(2) 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容)・災害種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・内線電話、加入電話 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
	(3) 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ・必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝言には次の装置等を使用する。 ・メガホン、携帯拡声器 ・非常ベル、自動式サイレン ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話
	(4) 初期消火	(1) 消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。 (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。 (3) その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。 (4) 特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認、操作を行う。 ※消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。
	(5) 区画の形成	(1) 初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。 (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作して行う。 (3) エレベーター・エスカレーターの運転中止の確認操作を行う。 (4) 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作をして行う。 ・防煙たれ壁、排煙口の操作 ・機械排煙の活用
	(6) 避難誘導	(1) 避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。 (2) 非常口、避難路の確保を行う。 (3) 階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。 (4) 介助を要する者の搬送を行う。 (5) メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。 (6) エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。 (7) 逃げ遅れた者の有無、避難者の確認を行う。 (8) 避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。
	(7) 応急救護	(1) 救護所を設定する。 (2) 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。 (3) 受傷者の応急手当をする。 (4) 措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。
	(8) 指揮	(1) 隊本部、地区隊本部を設定する。 (2) 指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。 (3) 副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。 (4) 消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。 ・災害状況 ・避難状況（けが人等を含む。） ・活動状況 ・消防用設備等、機器の作動状況

別記 2

放送文（例）

1 暗号放送文例

【自衛消防隊員や従業員のみに分かる暗号文による放送】

「〇〇観光団の皆さん、時間ですので、至急〇〇階エスカレーター前へお集まりください。」

2 一般向け放送文例

【火災発生時】

「お客様にお知らせいたします。〇階の〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従い、
〇〇側の階段を使って避難してください。」

【地震発生時】

「ただいま、地震が発生しました。吊り下げ物や倒れそうな物から離れて、揺れがおさまる
のを待ちください。揺れがおさまりましたら、落ち着いて、係員の指示に従ってください。」

避難経路図

〇〇〇〇株式会社〇〇店 2階フロア

